

国民年金コーナー

～学生納付特例制度のご案内～

◆学生納付特例制度とは？

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納付しなければなりません。

しかし所得の少ない学生については、申請により在学中の保険料納付が猶予(先送り)される「学生納付特例制度」があります。

保険料を納めるのが困難な場合は、そのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

◆対象となる学生

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上の課程)などに在学する学生で、本人の前年所得が次の基準以下の方。

◆所得基準

118万円 + 扶養親族等の数×38万円 + 社会保険料控除等

◆特例対象期間

4月から翌年3月までの1年間

※引き続き学生特例制度を利用する場合でも、年度毎に申請が必要です。

◆手続き

①申請書に必要事項を記入し、役場へ提出してください。申請には学生証(コピー)または在学証明書(原本)の添付が必要です。

②特例の承認を受けている方で、引き続き在学予定の方には、ハガキ形式の申請書が送付されます。継続して特例を希望する場合は、必要事項を記入し返送してください。(学生証などの添付は不要です)

◆注意事項など

①特例の承認を受けた期間は、年金の「受給資格期間」には含まれますが、将来の「年金額」には反映されません。

②追納制度を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納(後払い)することができ、将来の年金額を増やすことができます。ただし承認を受けた期間から3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じて加算額が加わります。

③過去2年1カ月分の期間をさかのぼって申請することもできます。(保険料を納付していない場合)

※過去の年度分も申請する場合は、年度毎に申請書の提出が必要です。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

■受給資格期間・年金額への反映の違い

年金の種類		納付状況		
		納付	学生納付特例	未納
老齢基礎年金	受給資格期間への算入(もらえる?)	○	○	×
	年金額への反映(増える?)	○	×※	×
障害・遺族基礎年金受給資格期間への算入		○	○	×

※保険料を10年以内に追納すると年金額へ反映されます。